

『成蹊大学経済経営論集』投稿規定

(2004.1.22、2005.3.3、2008.4.1、2011.1.20、2011.10.27、2012.4.1、2020.11.1 改訂)

(投稿の原則)

論集への投稿原稿は未発表のものでなければならない。共著の場合は少なくともその第一著者が本学会会員でなければならない。

掲載原稿は各号各著者あたり1本を原則とする。ただし、緊急性、予算等に鑑み、学会運営委員会が認めた場合には、2本まで掲載することができる。

(大学院生の投稿)

(1) 大学院学生の投稿は、次の二つの要件を充たしたものにつき、運営委員会が掲載を決定する。

- ① 指導教授が特に優秀なものとして推薦する。
- ② 運営委員会の委嘱する若干名のレフェリーの審査を経る。

(2) 大学院卒業生の投稿は大学院学生の投稿に準じて取り扱う。

(発行回数)

論集発行回数は、原則として年2回とし、他に別冊を発行することができる。

(原稿の種類)

投稿原稿の種類は、論文、研究ノート、書評、その他学会運営委員会が認めたものとする。

(原稿の長さ)

投稿原稿の長さは、原則として邦文論文については40,000字以内、欧文論文については12,000ワード以内とする。図表等に関しては字数換算して含める。

(執筆要領)

原稿、とくに注および参考文献は、別に定める「注および参考文献表記要領」に従って執筆する。

(原稿の提出)

(1) 指定された期日までにプリントアウトした原稿および適当な記憶媒体の両方を提出する。手書きおよび縦書き原稿も可とするが、その場合、予め、学会運営委員会に申し出る。

(2) 別紙に、「論文」、「研究ノート」、「書評」その他の別、ならびに欧文タイトル、著者氏名のローマ字表記を明示して提出する。原稿本文の末尾（参考文献、References等の前）に肩書きを記入する。

（例）和文 （成蹊大学経済学部教授）

欧文 （Professor, Faculty of Economics, Seikei University）

(3) 欧文論文を投稿する場合には、著者の責任で適切なネイティブチェックを行うこととする。

（原稿の審査）

学会運営委員会は投稿された原稿を通覧し、必要な場合には著者に修正を求めることができる。

（電子化について）

学会運営委員会は、掲載論文等を、すべて、成蹊大学および成蹊大学が委託する機関等において電子化の上、公開することができるものとする。

著作権者は、自己の掲載論文等が、成蹊大学および成蹊大学が委託する機関等において電子化の上、公開されることをあらかじめ承諾した上で投稿しなければならない。

なお、この取扱いは、著作権法第63条に基づき、著作者が著作権のうち、複製権と公衆送信権の利用のみを成蹊大学および成蹊大学が委託する機関等に無償で許諾するものであり、著作権の一部を譲渡するものではない。

（転載について）

著者が掲載論文等を他に転載することは自由だが、事前に学会運営委員会に連絡する。また、転載であることを転載先に明示し、結果を報告する。

（著作権上の問題）

著者は、掲載予定となる原稿中の図表等の引用に当たっては著作権に特に注意し、必要な場合には事前に了承を得ておく。なお、電子化に際して別途了承が必要な場合は、著者が事前に確認する。著作権にかかわる費用負担および紛争問題が生じた場合は著者の責任において処理する。

（校正）

初校及び二校は著者、三校は学会運営委員会で校正を行う。

（別冊に関する規定）

(1) 別冊に投稿できるのは、未発表で、通常の論集の紙数制限を著しく超える長文の論文とする。

(2) 随時申請を受け付け、経済経営学会運営委員会において発行の可否を決定する。

(3) 別冊は本誌と同様の扱いとする。

(その他)

ここに規定されない事柄については、経済経営学会運営委員会において協議し、決定する。

附則

本規定は 2020 年 11 月 1 日より施行する。